

重要河川施設の機能喪失回避のための施設マネジメント検討会

規約

(名称)

第1条 本検討会は、「重要河川施設の機能喪失回避のための施設マネジメント検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本検討会は、効果的・計画的な河川の施設マネジメントのあり方について検討を行うことを目的とする。

(委員・オブザーバー)

第3条 委員は、水管理・国土保全局長が任命する。

2 前項に定める委員のほか、必要に応じ、オブザーバーを置くことができる。

3 オブザーバーは、本検討会に出席し、意見を述べる又は説明を行うことができる。

(会議)

第4条 検討会には座長をおき、検討会に属する委員のうちから、水管理・国土保全局長が指名する。

2 座長は、会議の議事を整理する。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員・オブザーバー以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができることとする。

4 検討会は、原則として公開で開催する。

5 検討会における配布資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断や委員の求めに応じて非公開とすることができる。

6 検討会における議事要旨については、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省のウェブサイト公開するものとする。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室および大臣官房技術調査課施工企画室に置く。

2 事務局は、検討会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この規約は、令和8年4月21日から施行する。

重要河川施設の機能喪失回避のための施設マネジメント検討会

委員名簿

いが ゆか
伊賀 由佳 東北大学流体科学研究所 教授

たなか ともひろ
田中 智大 京都大学防災研究所 准教授

たなか のりお
◎田中 規夫 埼玉大学大学院理工学研究科 教授

てばかり たいち
手計 太一 中央大学理工学術院 教授

ひらやま ともこ
平山 朋子 京都大学大学院工学研究科 教授

(◎：座長 五十音順・敬称略)